

参考資料 2

令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録（会場・書面開催の併催）

日時：令和5年11月21日（火曜日） 9時55分～11時40分

場所：与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム(大)

次第

1. 開会
 - ・課長挨拶
 - ・本日のテーマの説明
 - ・市民会議の進め方について
2. 議題
 - ・グループ討議（班ごとの話し合い）
 - 自己紹介
 - 次期障害者総合支援計画について
 - 「対応要領」、「対応の基本」について
3. 閉会
 - ・まとめ

配布資料

- 次第等 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議
- 資料1 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見
- 資料2 次期障害者総合支援計画について
- 資料3 「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」および「障害のある方に対する対応の基本」について
- 参考資料1 さいたま市障害者総合支援計画2024～2026(令和6～8年度)
- 参考資料2 次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主な御意見
- 参考資料3 さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(改定案)
- 参考資料4 障害のある方に対する対応の基本
- 参考資料5 令和5年度第1回市民会議議事録
- 参考資料6 令和5年度第1回市民会議アンケート結果
- 意見シート 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議意見シート
- アンケート 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議アンケート用紙

1. 開会

(事務局)

皆様大変お待たせいたしました。お時間となりましたので、「令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、市民会議に御出席くださいます、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めます、障害政策課の荒木と申します。どうぞよろしくお願い致します。

なお、前方で手話通訳を行っておりますので、見えづらい方がいらっしゃいましたら、見やすい位置に移動していただいて結構でございますので、よろしくお願い致します。

それでは、開会に当たりまして、障害政策課長の田中より、御挨拶を申し上げます。

◆課長挨拶

(田中障害政策課長)

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、障害政策課長の田中でございます。

会議の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

6月に開催いたしました第1回会議では、次期障害者総合支援計画について多くの御意見をいただきました。御意見いただいた内容を各担当所管課等と調整を行い、計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施させていただいたところです。

本日は、計画の素案について、市民会議での意見の反映状況を確認いただくとともに、令和6年4月に施行されます障害者差別解消法にあわせて改定を検討しております職員の「対応要領」「対応の基本」について御意見をいただく予定でございます。

限られた時間の中ではございますが、皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、座長の群馬医療福祉大学の松永教授から御挨拶をいただきます。

◆松永教授挨拶

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、本日の会議資料について、御説明いたします。

資料につきましては事前に、メールや郵便でお送りしておりますが、参考資料も含め3点ございます。まず、1点目が資料「令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議次第・資料」でございます(中

には資料1から資料3までが綴られています)。

2点目が、参考資料1といたしまして、「さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）素案（用語解説付き）」少し厚い冊子でございます。

3点目が、ダブルクリップで止めております。参考資料2「次期計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主な御意見」を表紙とした参考資料2～6となります。

他、資料以外に、1枚紙の「意見シート」、「アンケート」がございます。

なお、アンケートにつきましては、本日の市民会議終了後に、受付で回収させていただきますので、御協力お願いいたします。

また、本日御回答が難しい場合には、アンケート用紙の裏面にございますとおり、送付先へのFAXやメール、さいたま市ホームページのアンケート回答フォームなどでも御回答いただけますので御活用ください。

回答の締め切りは、令和5年11月24日金曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、資料3点と2枚が本日の配布物となります。皆様、不足等はございませんでしょうか。

次に、オブザーバー参加について御報告いたします。本日の会議には、さいたま市障害者政策委員会委員から参加希望がありました。各グループをまわって話の内容を聞かせていただくこともありますので、御了承ください。また、事務局職員も各グループをまわって話の内容を聞かせていただくとともに、記録用の写真などを取りますので、御理解いただければと思います。

◆さいたま市障害者施策の推進体制について

(事務局)

それでは、本市の障害者施策の推進体制について、御説明をいたします。お配りをしております、「令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議次第・資料」の3ページ、「さいたま市の障害者施策の推進体制」を御覧ください。

さいたま市の障害者施策については、障害者総合支援計画をどのような内容にするのか、どのように進めていくのかなどを協議する、円の上にある「さいたま市障害者政策委員会」、それから、円の左側にある、障害者施策について市民の皆様が意見交換を行う、「誰もが共に暮らすための市民会議」、そして円の右側にある、計画を実施するさいたま市が、お互いに連携して、よりよい施策を進めてまいります。

市民会議において、皆様からいただきました御意見につきましては、「さいたま市障害者政策委員会」に御報告をいたします。

なお、今年度の市民会議の年間の予定については、こちらのページ下でございます。「令和5年度 誰もが共に暮らすための市民会議年間予定」でございますとおり、6月23日（金曜日）が第1回、本日の11月21日（火曜日）が第2回、第3回目が年明け令和6年の3月5日（火曜日）、合計3回、市民会議を開催する予定でございます。

◆テーマの説明について

それでは、本日のテーマについて御説明させていただきます。

本日のテーマは、「次期障害者総合支援計画について」および「対応要領」、「対応の基本」でございま

す。

① 次期障害者総合支援計画について

(事務局)

それでは、本日の1つ目のテーマ「次期障害者総合支援計画について」説明いたします。6月に開催いたしました、第1回市民会議におきまして、皆様からたくさんの御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました主な御意見を取りまとめまして、8月に開催した障害者政策委員会に報告いたしました。

報告した御意見は、まず、「令和5年度 第2回誰もが共に暮らすための市民会議次第・資料」7ページを御覧ください。いただいた御意見の内、主に、令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等についての御意見をこちらにまとめています。

次期障害者総合支援計画に関連する御意見は、横長の参考資料2「次期計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主な御意見」を御覧ください。障害者政策委員会など各種審議会でいただいた御意見とあわせて事業ごとに一覧にしています。

表紙には、意見数の集計を記載しています。いただいた御意見は合計162、その内、市民会議でいただいた御意見は109となっています。令和5年度第1回市民会議の御意見だけでなく、令和4年度にいただいていた御意見も改めて全てに目を通しました。2枚目以降の一覧の一番右の列は、担当所管課からの回答となっています。「計画を修正しました」というものもあれば、「参考にします」、といった抽象的な回答になってしまっているものもあります。いずれにしても、実際に業務にあたる担当者に皆さんの思いを届けていますので、少なからず影響を及ぼすものと考えております。

続きまして、参考資料1を御覧ください。皆様からの御意見や、障害者政策委員会等の御意見を踏まえまして、第1回市民会議で提示した素案の(案)を修正し、「さいたま市障害者総合支援計画2024～2026(令和6～8年度)素案」という形で作成いたしました。この素案につきましては、9月の市議会に報告いたしまして、その後、9月から10月にかけて1か月間、パブリックコメントを実施し、市民の方から御意見を頂戴したところでございます。

パブリックコメントにつきましては、18名の方から御意見をいただきました。内容については、現在集計中ですが、市民会議についての御意見を複数の方からいただきましたので、御紹介いたします。「市民会議は単に意見交換の場ではなく、さいたま市職員が市民の声を聴く場であり、市民が政策立案に参画する場であることを明記すべき」、「交流を深める場であると共に「施策に対する意見交換をする場」であり、「その意見は障害者政策委員会に市が報告を行う」という点を明記すべき」という御意見をいただきました。実際に、この市民会議は、障害者政策委員会、さいたま市と連携して施策を推進する役割がありますので、計画の文言を修正するかどうか、検討しております。その他御意見については集計中のため、本日、皆様に御報告等することはできませんが、御容赦いただきますようお願いいたします。

今後につきましては、本日の皆様の御意見や、来年1月に開催いたします、障害者政策委員会等での御意見を踏まえまして、来年2月の計画策定を目指してまいりたいと考えております。

それでは、次期障害者総合支援計画素案について説明させていただきます。

参考資料1を御覧ください。こちらは、相当のページ数になっておりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、資料を2枚めくっていただくと、1ページに計画策定の趣旨を掲載しています。第1回市民会議で、時系列がわかりにくい、という御意見、それから、障害者権利条約の総括所見のことにふれるべき、という御意見をいただいていたので、この2点について修正いたしました。

次に、ページが飛びまして、46ページを御覧ください。事業の一覧のページですが、黒い星印が、重点的に取り組む事業となっております。この中で、46ページ上の表の「①障害者等に配慮した情報提供」と「④選挙時の情報提供」を新たに重点事業としました。前回市民会議でどの事業を重点事業とすべきかアンケートで御回答いただきましたが、この2つについて重点事業とすべきという御意見をいただいた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されたこと、がその理由となります。

次に、50ページ中ほどを御覧ください。実施事業①障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発です。アンケートでノーマライゼーション条例の認知度が低いという結果でしたので、このことについてたくさんの御意見をいただきました。こちらについては、具体的なアイデアもいただいておりますので、実施できるかどうか検討していきたいと思っております。また、今後も、皆さんと一緒に、どのように普及啓発をしていけばいいか、考えていきたいと思っております。

次に68ページを御覧ください。①グループホームの整備の促進です。こちらについては、市民会議で毎回御意見をいただいております。グループホームの数が不足しているといった御意見に加え、医療的ケアを要する方など重度障害のある方に対応するグループホームが少ないといった御意見も増えております。

そこで、御意見を踏まえ、次期計画では、今までのグループホームの定員数に加え、新たに重度障害者受入定員数を指標にいたしました。

次に、73ページをお願いします。①障害福祉分野に関する人材確保・職場定着支援についてです。こちらについても、多くの御意見をいただきました。全国的に人材が不足する中、人材不足の解消にすぐに結びつくような施策の実施は難しい状況ですが、引き続き、「障害福祉の魅力を発信する就職面談会」を実施してまいります。また、12月に行われる市民のつどいでは、「障害福祉の求人」ブースを出展いたします。こういったイベントで障害福祉の仕事の魅力を伝えていくなど、啓発に努めていきたいと考えております。

その他に、アンケート結果を指標としていた事業に対して、アンケート結果がよかったからとA判定にするのは、おかしいのではないか、成果指標の設定に問題があるのではないかという御意見をいただいていた。こういった御意見を受けて、アンケートの満足度や理解度などが90%を超える実績のあったものについては、アンケート結果を指標とすることをやめたものがあります。他の指標に変更することを検討しましたが、何回実施します、というものは、単に事業の予定にすぎないから、成果指標として適切ではないと、障害者政策委員会で御意見をいただいていたので、それ以外の他の成果指標を考えつくことができず、やむを得ず今回は成果指標なしとしたものもあります。

成果をはかる指標としてアイデアがありましたら、是非御意見をいただきたいと思います。できましたら、具体的なものとすと、導入の検討がしやすくなります。次期障害者総合支援計画で入れることは難しいかもしれませんが、令和7年度に上位計画である総合振興計画が改定となりますので、その改定の際に反映できる可能性があります。よろしく願いいたします。

それでは、次第・資料に戻っていただきまして、14ページを御覧ください。「次期障害者総合支援計画について」という資料となりますが、御意見が多かった事業の掲載箇所につきまして、テーマごとに表にまとめております。本日、皆様が話し合いを行っていただく上で、御活用いただければ幸いです。

最後に、表紙デザインについて皆さんに御意見を伺いたいと思います。A案からC案まで3種類ありますので、アンケートでどれがいいか御回答いただけますと幸いです。入口付近に貼っておりますので、休憩時間やお帰りの際に御覧いただければと思います。

次期障害者総合支援計画についての説明は以上となります。

つづいて、もう1つのテーマの、「対応要領」、「対応の基本」について御説明します。

② 「対応要領」、「対応の基本」について

(事務局)

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

この機に、参考資料3にあります「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についても、対象の中に高次脳機能障害や難病を明記することや、イベント・講演会・講座等での留意事項を加えた改定を行う予定です。皆様には、市職員の日頃の窓口業務や事業実施の際、障害のある方へ適切な対応が行えるよう、対応要領に記載された内容をより具体的に記載しております参考資料4の「障害のある方に対する対応の基本」について話し合いを行っていただければと思います。

さいたま市の窓口での対応や、今回対応要領に加える「イベント・講演会・講座」について、対応の基本へ組み込む際の意見など、さいたま市職員が業務を行うにあたり留意しておくべき考え方や具体的な事項の御意見をいただければと思います。

◆市民会議の進め方

(事務局)

ここで、市民会議の進め方について、御説明させていただきます。ページ戻りますが、資料4ページの下段、3話し合いルールを御覧ください。

- ①話すときは、会議進行役のファシリテーターの呼びかけによって話し始めてください。
- ②みなさんが発言できるように、1回あたりの発言は3分くらいを目安にお願いします。ただし、障害の特性にあわせて、特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安としてください。
- ③他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞くようにしてください。
- ④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少数意見も大切にしてください。
- ⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしてください。
- ⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう配慮してください。
- ⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、市民会議が終わった後に、個人が分かる形で、他の人に話さないでください。

みなさんで、より良い話し合いを行い、会が実りあるものになるように御協力をお願いします。市役所職員も各グループにお邪魔して、書記を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

話し合いは、11時00分までになります。そのあと、15分間の休憩を挟んで、11時15分から、ファシリテーターの方に、グループで出た御意見を発表していただきます。

なお、各グループから挙げた意見については、PCでまとめ、発表時に会場前方に投影します。また、会議終了後においても、必要に応じて再度PCでまとめた御意見を会場前方で映します。会議終了後に時間を設けますので、記録が必要な方は撮影を行ってください。

それでは、グループでの話し合いを始めてください。

(グループ討議)

それでは、11時00分になりましたので、グループ毎に適宜、休憩をお取りください。このあと、11時15分より全体発表となりますので、それまでに席にお戻りください。

(休憩)

まもなく、休憩時間が終了となりますので、皆様御着席くださいますよう御協力をよろしくお願いいたします。また、各グループのファシリテーターの皆様は、前の方へお集まりください。

2. 議題

(事務局)

それでは、お時間となりましたので、各グループのファシリテーターの方にグループでの話し合いの概要を発表していただきます。時間の都合上、全ての方の御意見を発表していただくことはできませんが、皆様から頂戴した御意見は各グループの書記が記録しておりますので、後日会議録を作成させていただきます。

また、各グループから挙げた御意見については、会議終了後に必要に応じて会場前方に投影いたします。会議終了後に写真をお取りいただけるお時間を設けますので、記録が必要な方は撮影を行ってください。なお、掲示している内容につきましては、後日、データ化して御提供いたします。本日御参加いただいている方の中で、視覚障害のある方以外に、データを御希望の方は、事務局までお声がけください。

それではAグループの齋藤さん、よろしくお願いいたします。

(各グループ発表)

A	B	C	D	E
齋藤	大須田	滝澤	長岡	鈴木

(敬称略)

の順

(1) 次期障害者総合支援計画について

- ・車いす利用の立場として、埼玉県で思いやり駐車場制度が導入された。認知度が低い、記載されていないのであれば、いれてあるといいのではないか。
- ・78ページ 情報アクセシビリティ②の文章はそのまま OK。漏れているのは盲ろう者向けの介助について、触れられていない。あった方がいい。
- ・79ページ④ 選挙 「また、～」聴覚障害、知的障害者向けのコミュニケーションボードがあれば。
- ・126ページ(12)盲ろう者の文章は載っているが、聞こえない人の情報アクセシビリティを載せた方がいい。手話通訳者、要約筆記者の記載がない。市内の警察署や裁判所にも埼玉聴覚障害者情報センターで派遣ができるので、記載があるとよい。
- ・さいたま市は防災訓練や啓発活動を一生懸命やっていると思うが、災害が起きた時の懸念。自助、共助の問題点、公助の部分で、情報保障が必要。手話通訳者の支援協定を結んでおくなど、助け合う制度が盛り込まれるといいと思う。
- ・あるグループホームの運営会社。10月中頃、朝日新聞で課題徴収の疑いありと報道された。全国に100施設ある。2018年からどんどんつくったと認識している。重度の知的・精神障害のグループホーム。食材費を2万5千円徴収されている。利用者が25人いると、60万円の食材費が入るが、グループホームには、20万円しか出していない。差額は本部にいつている。厚労省が全国の自治体に調査をするように通達を出した。重い障害がある人を食べ物にしているという表現が新聞記事にあった。レトルト食品を2人で分けさせたり、素うどんだけとか、という食事。重度の精神障害・知的障害の子を持つ親は、どうしようもない。大きな声を出して近所に迷惑をかけたりして、行く場所が本当がない。受け入れてくれる施設には感謝していたと思う。監査は、県でやっているのか、市でやっているのか分からない。さいたま市に相談したが、桶川市でやっているのか、埼玉県でやっているのか、分からないと言われた。さいたま市内にも何か所もあるし、市外も含めてさいたま市民も利用している。さいたま市は他人事ではない。
- ・質の確保とともに、こういったことのないような指導が必要。
- ・さいたま市が助成金を出しているのだから、さいたま市が知らないというのはおかしい。また、家族同士のつながりも大事にするといいのではないか。
- ・グループホームに聞こえない方や重複障害の方、情報保障がない。高齢者施設もそうだが、聞こえない人の情報保障を充実させてほしい。さいたま市には、聞こえない人が安心して入れる高齢者施設が0ではないが、少ない。カラオケや落語家を呼びましようというような施設が多いが、聞こえない人には情報保障がないと楽しくない。
- ・グループホームの充実。重度障害の人も生涯に渡り地域で暮らしていけるよう、グループホームがちゃんと運営していけるよう、グループホームの制度を整えてください。支援計画の達成を数字だけで判断しないでください。軽度のグループホームばかり増えて目標が達成しているとは言えません。重度・医療的ケアが必要な人・中度のグループホームがどれだけ増えているか加えて調査し、障害の重度・中度・軽度に分けて数字を出してください。評価Aはありえないです。
- ・タクシーの料金改定に伴いタクシー券の利用額が変わっています。タクシー代は実質値上げです。令和5年度からタクシー券は1回利用につき2枚使用できるようになりましたが、なぜ2枚なのでしょう。理由がわかりません。利用者は配布されたタクシー券の枚数分(36枚又は54枚)タクシーに乗

らなくては使い切れません（2枚使用になったとしても）。大半の利用者は年度中に使いきれなくて無駄にすることが多いです。利用する際の枚数制限をしないよう改正してください。ちなみに同じ政令指定都市の相模原市のタクシー券はチケット制で1枚500円。（これはさいたま市と同様）利用に際して枚数制限はないそうです。1回につき2枚しか使えない枚数制限するなど有り得ないです。タクシー協会は枚数制限撤廃に何ら問題ないと回答しています。

・「選挙時の情報提供」に関し、選挙公報を読み上げ可能なPDFで市のホームページに公開することが計画に盛り込まれた点は、視覚障害者にとってとても有難く、市に感謝申し上げます。この例のように、市民会議の意見等が実際に計画に反映されている点をもっと分かりやすく、広く市民に伝えることが、市民会議の活性化や市民の障害理解への意識向上につながると思います。

・とても有意義な会議に参加できました。どのグループも前向きなディスカッションが繰り広げられたようで、最後の各ファシリテーターの発表で伝わりました。さて、会場の席の配置はどの位置からも正面に向かって見やすい設定にしてほしい。また、資料が多いのに椅子とテーブルのバランスが悪く不便で、障害者にとっては特に配慮不足です。車いす利用者にとっては床に配線コードがあり動線上にバリアがありました。視覚障害者にとっても転倒の危険が伴います。会場に関してはその辺のゆとりある対応が必要です。開催ありきならZoom開催なども視野に入れて欲しい。今後は来場者の障害の有無、会場への来場数の把握が必要。余裕のある会場の用意をしていただきたい。最後に私は問題無かったのですが、要約筆記のスペースが近くマジックインキからシンナー臭が漂い、気になりました。

・さいたま市では、ノーマライゼーション条例があり支援も考えてくれている。障害者の関連団体はよく分かっていると思うが、一般市民にはまだまだ周知されていないのが問題だと思う。市のホームページ等も興味のある人しか見ていないと思う。今小学校でも障害者と交流するとか、障害の体験をしてみるとか行っていると思うが、年に1度とかではなくもっと頻繁に交流していけると良いと思う。実際に障害のある人と会い話し、その中から学び、今の子供達が大人になった時には、条例に関係なく自然と差別のない社会ができると良いと思う。

・参考資料1、P12、参考【国における～】④専門的人材の確保・「脅威」となっていますが、確保・「養成」だと思います。

・P87表の、各種啓発イベントでの～実績9団体が、令和6・7・8は5団体と減っていますが、5団体「増」の間違いでしょうか。

・ガソリン代の補助を受けていますが、ガソリン代が高騰しているのに補助額が変わらないのはおかしいと思います。

・手帳の診断書の取得には補助があるのに、自立支援の意見書の取得に補助がないのはなぜでしょうか。

・高次脳機能障害当事者です。64ページ地域ごとの精神医療と記載していることから【こころの健康センター】地域支援係と【障害福祉課】地域生活支援係で共同研修での実施をお願いします。

・視覚障害者への情報提供の充実 コード：3103

ここに書かれている従来からの対策のみでは、ICT化が進む現代に対応できません。次を追記していただきたい。

「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じるとともに、それらによってより視覚障害者自身が自律した社会生活ができるようになることを周知します。」

・障害者等に配慮した情報提供コード：3101

「障害種別や状況に応じて利用可能な福祉サービスについて、ホームページから検索しやすくするよう、ユーザーの視点でDX化をはかります。具体的には、単に福祉ガイドを作成するのみでなく、ホームページの検索等によって適切な情報を見つけやすくするように努めるとともに、音声版の市報や福祉ガイドの存在を視覚障害者に周知するよう相談窓口で対応します。」ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格 JIS X 8341-3等）に準拠した、ホームページの作成・公開を行います。

ということを明記してください。

関連法令、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法 第3条、第4条、第11条2項。

・パブリックコメントで提出したとおりです。パブリックコメントに対する、さいたま市の考え方を拝見しないと、意見や感想が書けません。

・P78情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援

視覚障害者への情報提供の充実

→点字図書館を通じて、新聞、雑誌、広報等の必要な情報につきましては、読書バリアフリー法が制定されているために掲載してあると思います。でも、聴覚障害者への情報提供がみえない部分があります。聴覚障害者は、埼玉聴覚障害者情報センター（聴覚障害者情報提供施設）のビデオライブラリー事業を行っています。さいたま市から利用数が減らしているために、このビデオライブラリー事業を一部行っていますとの記載がいいと思います。

・P91②要配慮の避難支援対策の推進

令和6年度25回、令和7年度24回、令和8年度25回

→令和7年度24回になった理由は何でしょうか？教えてください。

・P126専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修

→手話通訳者・要約筆記者を養成します。

・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

→手話通訳者・要約筆記者の派遣については、資料に載せるべきです。警察署（免許更新や防犯の相談を除く）、裁判所（家庭裁判を除く）は、埼玉聴覚障害者情報センターの担当で派遣とする。

・総合振興計画に、さいたま市内の「高次脳機能障害」が、現状と課題として取り上げていただいたおかげで、「高次脳機能障害」に関する計画は充実してきたと思う。ただ、障害福祉部局の職員にはまだまだ認知されていないようなので、引き続き職員研修などで取り上げていただきたいと思います。また、いろいろな計画に位置付けされていたとしても、実施しなければ意味がありませんから、計画の実施について、庁内はもとより市民への周知啓発をしていただきたいと思います。

・重度重複障害者、重症心身障害者が入れるグループホームの整備を望みます。

・重度重複障害者、重症心身障害者を支援できる職員を育て、増やしてほしい。（職員の質の向上）

・計画には関係ないかもしれませんが、国庫補助金を活用して整備した施設に定員に空きがあるからと市外の方を入れることはやめてほしい。住んでいる市町村の施設整備がいつまでも少なくなると思いません。（将来的に双方の市が困ることになります。）

・一般市民の人にも意見を聞いたら良い。

・市民会議は市民の意見ですから、丁寧に吸い取ってください。

・文字は多いのですが、具体的に実現できるものにしてほしい。

・目標の設定を絞ってほしい。

- ・アンケートを続けていることは大切だが、障害のある人、家族のニーズや実態に迫っていないのではないか。障害のある市民に加えて、家族の置かれている実態に迫っていく実態調査を次期計画には考え、実行してほしい。
- ・素案であるため内容はおおまかな割に中身がない。中身のためには今後期待。
- ・どこに重点を置いて見ていいのかが分かりづらかった。
- ・障害のあるなしに関わらず、誰もが読みやすいものにするべき。
- ・たっぷりあっても素案は難しい。
- ・自分に関係のある所をピンポイントで確認したい。
- ・知的障害の学齢期の施策が充実していない。切れ目のない支援と書かれてはいるが、切れてしまっている。療育施設は、学校に通い始めてしまう療育を受けられなくなってしまう。
- ・切れ目のない支援をしてほしい。
- ・市内の療育施設が充実しておらず、都内に通ってしまっている。
- ・知的の特別支援学校は生徒数が多く、教室不足が発生してしまい、図書室等の特別教室がなくなってしまう。(普通級の教室になってしまっている)市としてそのあたりを考えてほしい。
- ・障害者が街で共に暮らす、障害者の権利を守ります、必要な支援を行いますを市の基本指針としているのであれば、障害者が同じように生活できるのかという視点で素案を確認した。
- ・グループホームは数が足りてればいいのではと考えがちだが、グループホームに入ればそこで支援が終わりという考え方がベースにあるように感じている。
- ・グループホームに入りました、日中活動どうする、社会で地域の中で生活していくために、どうするのか伴走支援ができていないように感じている。そこが大切だと思う。
- ・心の健康診断(52ページ)も設けてほしいと思っている。10代からの精神の疾患を抱えている人が増えているからそこもケアをしてほしいと思う。
- ・特別支援学校の教室が無いのは感じている。
- ・施策にも優先順位があると思うが、子供の頃の支援も緊急の内容ではあるので充実してほしいと思う。
- ・聞こえなくても手話ができない人もいるが、手話ができない聞こえない人のコミュニケーション手段として要約筆記があるあまだまだ普及できていない。市もそこに協力してほしい。
- ・身体障害者相談員がいるが、それぞれの役割がよく分からない。それぞれの特性の方が別の障害の方にも相談を受け付けているとしているようだが、どんな障害でも受け付けているが、障害の特性も分かっているのかどうしているのか確認したい。
- ・相談員をしているが、市から相談員の質上げのような研修はしたことがない。
- ・会の中で情報共有をしたり、講師を呼んで研修をすとかはあるが、市を通して何かはないのでは。
- ・どんな相談があって、何件受けたという報告を市にすることになっている。
- ・68ページの市営住宅の確保について どのくらい、どのような内容でやってくれるのか具体的な記載がない。
- ・73ページ障害者福祉施設の人材確保について、職員の給料を上げるなど待遇面の改善が必要。誰でもいいわけではない。
- ・障害者総合支援計画においても「ダウン症」についても取り上げてほしい。ダウン症で困っている人の支援の入口を作してほしい。
- ・市内で傾聴ボランティアを行っている。最近近所の人が出なくなったが、個人情報だからと詳しくその

方のことを教えてもらえなかった。個人情報への縛り付けがあるため活動に制限がある。

- ・特別支援学校の教員や同行援護のガイドヘルパーが特に不足している。
- ・知的・精神障害者への理解不足が感じられる。例えばバス乗務員への研修を行ってほしい。
- ・精神障害は目に見えないため、支援の際に特に対応に苦慮している。
- ・視覚障害者の同行援護の際には、駅などの点字ブロックが1列しかなく危ない思いをした。2、3列はあったほうが良い。
- ・歩道で点字ブロックがいきなりなくなっている場所がある。その案内が看板に出ているが、そもそも視覚障害者はそれが見えない。
- ・建物などハード面については、お金の関係もありすぐに改善は難しい。まずは、心のバリアフリーから行っていきたい。私は学校を回っているが、学校によって考え方はまちまちである。ノーマライゼーション条例が浸透していないのは教育が足りないためではないかとも感じている。現在は当事者として話しているが、行政が声掛けすれば意識が変わるかもしれない。

・ P 6 4、7 番精神障害者を支える地域包括

発達障害、高次脳機能障害入れてもらった。(国の資料もらって意見言った) 難病も入れた方が(どこかに) いいと考える。アウトリーチ。脳血管疾患だとケアマネつくので。

・ 1 2 番、高次脳機能障害。脳卒中は、「失語症」になる身体障害

高次脳機能障害だと器質性の精神障害となることを明記してほしい。こころの健康センターの中に地域支援係、障害福祉課には地域生活支援係、両方に話をしているが、どう施策に入れるかが、載っていない。

- ・最初に見た違和感は市民会議が「交流の場」政策に繋がっていくことを明記すべき。
- ・GH数は増えてきているが、営利企業の運営が増えており、専門性や、質の確保も大事にしてほしい。
- ・娘をGHに入れる準備。営利企業も増えて、旅館のようなパンフレットで、何千万も儲かるような宣伝しているところも。自由度の高いところも助かる方が増えるのでいいと思うが、福祉の団体がやっているところが安心できる。虐待案件も聞くので、数が増えると人手も足りなくなって、人材不足、食費を抜いていた等の話も聞く、抜き打ち調査とかやって、チェック機能を働かせてほしい。

・ P 8 1 障害者の就労支援

概ねいいと思うが、障害者の立場から見ると、具体的にどのようなものかが見えてこない。

・ 障害者雇用への理解促進

雇用の場。最低賃金レベルで障害者の自立した生活ができるのか。行政の助けが必要な現状。その人の特性に合わせ、収益を上げられるよう行政で働きかけて。空前の人手不足。自立していけるのか、将来への希望が見えてくる。実際に運用していく段階で、障害者(グレーゾーンや親御さんにも)に分かりやすく。

- ・アニメや漫画、絵なども使ってわかりやすく。文章だけだと分かりづらい。
- ・ P 7 3 障害福祉の人数、ベースアップ6000円。何を支援していいか分からないので、指差し確認で指示できるイラストなどあれば分かりやすい。もうちょっと工夫して分かりやすくしてほしい。
- ・短いアニメや動画とかいくつかあれば分かりやすい。挿絵なんかがあるといいかも。
- ・「就労面」で「リスクリング」盛り込んでもらえれば。
- ・障害者の能力を高めていく。現状に即した、人手不足の業界にも貢献できる。活躍できる場を増やしていければ良い。

- ・ P 8 1 就労支援の充実

安心して働き続ける「前」の段階、仕事を見つけているけれど見つからない、中途障害者だと、今までの仕事が続けられない。まだ働いていない人が無視されている印象がある。そういう時のサポートが重要。就職に向けた活動に安心して取り組める。法定雇用率で雇ってくださいというのが現状。腫れ物に触るようにされる。最低賃金では自立した生活は困難。親族づきあい、スマホ買い替えも困難。

- ・ I C T の活用が必要。環境整備を促進すべき。市内施設に Wi-Fi 設備が不足。小学校へのタブレット配布は J C O M から寄付。修理が追い付いていないので不足している。

- ・ P 8 2 障害者優先調達

「調達」という表現に違和感。物に対して「調達」は良くないのでは。「依頼」とかでよいのでは。平易な言葉で。

- ・ 防災のグッズ（防災ガイドブック、防災緊急時安心カード）の配布場所（素案 9 0 ページ）を知らない人も多いので周知してほしい。

- ・ 代り映えのないもの。選挙に関して、重点となっているが変わりない。変わりないなら声を聴く機会を作るべき。

- ・ 障害福祉人材が 4 0 人はあまりにも少ない。

- ・ 市民のニーズや伝え方を工夫してほしい。

- ・ 伝えることによってどう反映しているのか。

(2) 「対応要領」、「対応の基本」について

- ・ 参考資料 4、2 3 ページ、内閣府が紹介のマークに準じていると思うが、発行団体がバラバラ。マークの有効性も様々。説明不足と感じる。例えば、車いすマークは皆さんがどうお考えか。これは強制力のあるマークではない。この中で強制力があるのは、標識とあるもの。道路交通法にあるもの。

ヘルプマークは J I S 規格。そのほかは、シンボルマークや民間が作成したもの。この中でハートプラスマークは埼玉県では推進している。作ったのは、国。広く皆さんに知ってもらいたい。

2 5 ページの真ん中のマークは、認知されていない。視覚障害のある方の中でも、賛成反対が分かれている。作った団体は岐阜市で、提案は九州。いい悪いが分かれる。さいたま市が載せるのであれば、精査して載せた方がいい。

- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合会という名称は古い。

- ・ 細かな点まで網羅され、とてもよくできた要領、手引きだと思います。ただ、市の職員の方々全員がこれを理解して対応いただく必要があり、その周知徹底は非常に難しいものと思います。一方で、障害を持つ市民をはじめ、一般市民の方々はこの要領、手引きの存在をほとんど知らないと思います。これを広く市民に周知し、市民が知ることによって、対応する市職員の方々が要領、手引きを意識して対応するようになり、より効果が上がるのではないかと思います。

- ・ 対応要項、基本等に関しては、大体網羅されていると感じます。取り組みに関しては、多くの市民の皆様やお膝元の関係者への周知、アピールが肝要です。策定された後の今後の扱い方を忘れがちですが、しっかり対応していただければと思います。

- ・ 障害者それぞれの特性を理解し、合わせた対応が必要になる。同じ障害でも一括りにはできないこと、決めつけないことが大切だと思う。聴覚障害で言えば「聞こえないなら筆談」ではない。コミュニケーション方法が他にもたくさんあることを周知していけると良いと思う。

・支援課の窓口の特定の方がとても感じが悪い（不親切、障害者を下している言動）との意見を、複数の人から聞くことができました。申請に行くのに、前日から憂鬱になってしまうとまで言っていました。窓口の方の障害理解が深まることを期待します。

・65ページ12【高次脳機能障害者の相談支援と普及啓発】23日に「高次脳機能障害を語る」セミナーアンケートで合理的配慮QRコードがなかったのが残念 ノーマライゼーション推進同様QRコード配慮宜しくをお願いします。

・対応要領第2条、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

が望まれる→を推奨すること

が適切な表現ではないでしょうか（権利条約その他英文から。）

・対応の基本2障害種別の特性、対応の基本（1）視覚障害（視力障害・視野障害）のある方を追記してください。最近では、スマートフォンのカメラで映した書類を音声で読み上げて聴く、スマートフォンやタブレットの画面に拡大表示して読むロービジョンの人もいます。

（特にPDFファイルは注意が必要）。について

より具体的な方法を追記してください。例えば、PDFファイルを作成する際には、印刷書類をコピー機で取り込んだりせず、ワード文書をPDF形式で保存することによって、テキスト情報を含むPDFファイルを作ることができます。また、スマートフォンのアプリを市が提供する際にも、合理的配慮として可能な限り、

- ・ボイスオーバー等による読み上げ機能により操作可能なこと。
- ・文字の拡大や配色の変更を設定して表示しても操作できること。

などを発注・採用の条件としてください。

・対応要領第2条 2（次条において同じ）

「できるだけ取り組むことが推奨されることを意味する」に修正してください。

理由：条約や障害者基本法の趣旨を踏まえると、「望まれる」ではなく「推奨される」とすべきです。

・対応要領第7条

「障害当事者と建設的対話ができるスキルを身につける機会を設けるなど、必要な研修・啓発を行うものとする。」に修正してください。

理由：障害者基本法で求められているのは、「建設的対話を通して問題解決を図ること」であって、単に「障害当事者の話を聞くこと」ではありません。法律の趣旨に沿ってください。

・対応要領第6合理的配慮の具体例8ページ（視覚障害）次条同じ。

用語と、障害認定について確認をお願いします。そのうえで、誤解が生じない用語を使用してください。日本語の「弱視」は、ロービジョン（低視力：今の医療では治らない眼の病気で日常生活に相当の制約を受ける低視力）と、視覚機能が発達する幼児期に斜視等の屈折異常を放置することで起こる「医療的弱視」とがあります。さいたま市でも、幼児期の斜視等の屈折検診を行っています。医療的弱視も障害と認定していますか？埼玉眼科医会等眼科医療専門家に確認のうえ、法律に基づいた障害認定に沿って、誤解のない用語を使用してください。

・障害のある方に対する対応の基本、2 障害種別の特性

（1）視覚障害

「見えづらさには、（中略）等があり、人によって異なります。」に修正してください。

理由：このパラグラフの最後で解説している見え方の個人差が大きいことにリンクする書き方にした方

が、伝わりやすいと思います。

・「補助具を使用したりスマホやタブレット等で文字を拡大したり近づいて見るなどの工夫をして、」に修正してください。

理由：ロービジョンの人たちは、スマホやタブレットを拡大鏡代わりに使用するケースが多いので、ここで記載しておくことは有効だと考えます。

(スマホやタブレットを、ロービジョンの人たちが、拡大鏡代わりに使用することが社会に知られていないために起こるトラブルも多いです。)

・音声を中心に情報を得ている

←目から入る情報を得るのが困難

『「見て分かる」を前提とせず、こちらから積極的に情報提供します。』を解説のパラグラフに加筆してください。

理由：情報の得方は、音声中心、点字中心、拡大文字中心、電子データ中心など、人によって様々です。

そのため、どれにも当てはまる書きの方がよいように考えます。また、パンフレットやしおりを渡して終わり、家族に読んでもらってくださいと言われただけで説明がほとんどないなどの事例が後を絶ちません。視覚障害＝情報障害ということがわかっていただければ、これらは解決できるので、加筆を提案します。

・「電子メールなどの読み上げアプリや拡大アプリ、アクセシビリティ機能などを活用している方もいます。」に修正してください。

理由：音声だけではなく、スマホやタブレット、PC の設定機能を活用して、自分が使いやすいようにカスタマイズして利用している方が多いです。視覚障害者の6割以上はロービジョンであるという現状を踏まえ、視覚障害＝音声という、ステレオタイプに陥らない書き方が必要です。

・「ホームページに掲載する添付ファイルや提供する電子データは（中略）、ユーザー側が設定した画面のデザインをそのまま利用して読めるように配慮する必要があります。」に修正してください。

理由：ロービジョン者がサイトを利用するときが一番困るのが、サイト側で画面のデザインを指定してしまい、自分が見やすい環境で利用できないことです。政府や自治体は、DX を推進しているので、サイト側の対応の一つとして加えておく必要があります。

・「対応要領」及び「対応の基本」については、受付などの手続きを行う職員は、感染防止対策として、マスクをつけている職員もありますが、きこえない人は、口頭で対応とし、マスクを外したコミュニケーション手段をお願いいたします。

・「対応要領」のP14～15「イベント・講演会・講座など」

聴覚障害者は、情報保障（手話通訳者ならびに要約筆記者）に依頼とし、情報保障席より一般参加者と同様に、情報保障の席を予約してくださいと言われても、一般参加者の席に座っても情報保障と同席ではない。別の席になった場合は、情報保障にならない。

・情報保障（手話通訳者・要約筆記者）を用意してお願いし、ホール内でお願いしますと言われた場合は、講演やイベントなどの照明が暗くなると、手話通訳者が見えない。

→明るいところに席を譲ってもらえるように調整が必要です。

・難聴者の場合は、ヒアリンググループが必要で、会場内の用意がないといわれても合理的配慮が欠点となります。このヒアリンググループを利用できるように会場の整備をしてくださいとコメントが必要です。

・こちら、障害福祉部局は認知されていますが、それ以外の部署ではあまり知られていません。「絵に

描いた餅」にならないよう、庁内掲示板などで職員が認識して、ノーマライゼーションが「オールさいたま」として取り組めるように願っています。今回も、ありがとうございました。

- ・市職員の対応、応対とは異なりますが、区役所のトイレで子供用のおむつ替えベッドしかない所がありました。(緑区役所)障害者も使えるベッドの設置をお願いしたいです。公の施設には、ベッドを置くべきと考えます。

- ・担当者が代わっても、本人の状態を引き継いで対応してもらいたいです。

- ・学校教育について除くのは、どうしてなのか。

- ・障害のある人の多様性を多くの市の職員にどう伝えていくのか。職員の非正規化も進んでいると聞いているし、民間委託も進んでいる。そうした人達も含めて、差別とは、合理的配慮について理解してもらうには、市の担当の覚悟が必要だと思う。

- ・誰でも理解でき、誰でも同じ対応ができるような対応が必要だと考えられる。

- ・合理的配慮の提供について、マニュアル的に例示しているが、基本的にはその人それぞれの配慮が必要になるので、そのあたりを分かるようにしてほしい。

- ・数多くいる市の職員へどのように普及していくのかについて、どう考えているのか市の考えを聞きたい。

- ・冊子に対してというより、知的の人は外から見ても分からない障害なので突然急にばーと話しかけられても分からないから、パッと見て何が書いてあるのか分かるような提示物があるといいと思う。(聴覚、知的、高齢者、外国人でも有効だと思う)

- ・困っていることは何かと分かるような指差しでできるようなものが便利ということが書いてあるといいと思う。

- ・さいたま市でも市の特別支援学校がない。作ってほしい。要望中。

- ・目的に学校職員は除くとしているが、さいたま市独自ということはできないのかと思う。

- ・障害に関する部署の理解はあるように感じるが、他の市の職員はどうなのかということが多くある。

- ・マスクの問題がある。やはりマスクをされてしまうと限界があるので、障害のあるなしに関わらず表情を見ることが大切。

- ・コミュニケーションをとるということは当たり前。よりよいコミュニケーションが重要。

- ・職員同士ではなく、当事者が現場に行き、当事者の声を届け、直接研修を実施する必要があると思う。

- ・見て分かる提示物は確かに必要。

- ・どこの課に行っても同じような対応をしてもらえることが大切。

- ・障害福祉課しか普段やりとりをしていないから丁寧に理解があると感じているが、支所はとても対応が雑で自分でもとても使いづらい。障害者はもっと大変だと思う。

- ・隅々まで対応できるように市として対応してほしい。

- ・「障害などで困っている人を見たらまずが助けること」を記載してほしい。

- ・要領を丁寧に作られていると思うが、もっと障害者と積極的に関わりを持ってほしい。

- ・縦割りではなく身近に相談できる場所であってほしい。

- ・区役所支援課で「高次脳機能障害」理解がなかったので、各区のブレインストーミングを開催してもらった。当事者側で動いていかないと変わらない。

- ・障害を名乗る前と後で、対応が変わることを感じる。ひっかかることもある。もやもやした感じ。丁寧に丁寧な対応、ありがたいが。劣等感、お荷物なのかな？と感じてしまうこともある。そういうことが積み

重なって、役所に行くことが気が重くなってしまふ。

- ・職員対応「モニタリング」あった方が良い。
- ・人によるから、マニュアルを作っても、職員の負担になっても悪いかな。

(3)その他

- ・聞こえない方で口形が大事と分かったのが、よかった。コロナでよかったという意見と書いてあるように読めてしまったので、気になった。
- ・2025東京のデフリンピックの啓発活動（選手を含む）については、情報提供（掲載、広報など）が必要です。
- ・今回資料が紙で配られているが、短時間で全てに目を通すのは不可能。議論する内容について容易に把握できるような工夫がほしい。
- ・市民会議の当事者メンバー減った。
→期待感を持ってくるが、時間が経つにつれて薄れていく。マンネリ化、行ってもしょうがない。仕事をする人が出てくれば当然、参加する人は減っていく。時間と場所の問題もある。見直した方がいいのではないのか。
- ・研修の評価がいいからいいということではない。評価の仕方に疑問点。研修に参加していない人をどうすべきか。参加していない人の意見をどう反映させるべきか。
- ・当事者本人の参加が減った。参加したくても参加できない人の意見をどう反映させるべきか。ハイブリッドの環境であるが、どう促すべきか。
- ・当事者の参加者が減った。出た意見が施策に反映されているのかが分かりにくいいため、参加が減っているのでは。並列的に書かれても分からない。意見がどう反映されているのか具体的に示してほしい。

3. 閉会

◆まとめ

(事務局)

ファシリテーターの皆様、ありがとうございました。最後に、座長の松永教授に、まとめをお願いしたいと思います。松永教授、よろしくお願いいたします。

◆松永教授まとめ

(事務局)

ありがとうございました。

事務局から1点御報告をさせていただきます。

本日は資料が多く内容も多岐にわたるため、御意見を全て御発言できなかった方もいらっしゃるかもしれません。その場合、お配りしている意見シートに御記入いただき提出していただいても構いません。期限は令和5年11月24日（金曜日）とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上となります。

それでは、以上をもちまして、「令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議」を終了いたします。

本日は、お忙しい中、御参加いただき、誠にありがとうございました。

御記入いただきましたアンケート用紙は、会場の出口付近で回収しておりますので、御提出をお願いいたします。

それでは、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。